

# 四半期報告書

第104期 第1四半期

〔自 平成21年4月1日〕  
〔至 平成21年6月30日〕

花王株式会社

東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号

(E00883)

## 目次

頁

表紙 .....	1
第一部 企業情報 .....	2
第1 企業の概況 .....	2
1. 主要な経営指標等の推移 .....	2
2. 事業の内容 .....	3
3. 関係会社の状況 .....	3
4. 従業員の状況 .....	3
第2 事業の状況 .....	4
1. 生産、受注及び販売の状況 .....	4
2. 事業等のリスク .....	5
3. 経営上の重要な契約等 .....	5
4. 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 .....	5
第3 設備の状況 .....	8
第4 提出会社の状況 .....	9
1. 株式等の状況 .....	9
2. 株価の推移 .....	28
3. 役員の状況 .....	28
第5 経理の状況 .....	29
1. 四半期連結財務諸表 .....	30
2. その他 .....	39
第二部 提出会社の保証会社等の情報 .....	40

四半期レビュー報告書

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月6日
【四半期会計期間】	第104期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	花王株式会社
【英訳名】	Kao Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 尾崎 元規
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 青木 和義
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目14番10号
【電話番号】	03-3660-7111（代表）
【事務連絡者氏名】	会計財務部門 管理部長 青木 和義
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第103期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第104期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第103期
会計期間	自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日	自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日	自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日
売上高(百万円)	316,848	287,213	1,276,316
経常利益(百万円)	26,068	19,931	94,609
四半期(当期)純利益(百万円)	17,096	11,800	64,462
純資産額(百万円)	560,226	561,505	554,194
総資産額(百万円)	1,174,085	1,117,087	1,119,676
1株当たり純資産額(円)	1,025.89	1,029.90	1,017.19
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	31.89	22.02	120.25
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	31.87	22.01	120.22
自己資本比率(%)	46.8	49.4	48.7
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	4,536	33,525	121,597
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△13,385	△11,639	△43,156
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	△10,349	△15,853	△64,704
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	85,512	120,464	110,565
従業員数(人)	33,791	35,273	33,745

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社及び当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	35,273（4,776）
---------	---------------

(注) 1. 従業員数は、就業人員（当社グループ〔当社及び連結子会社〕からグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含んでおります。）であります。（ ）内は、臨時従業員数の当第1四半期連結連結会計期間の平均人員であり、外数で記載しております。

2. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。

### (2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	6,031
---------	-------

(注) 従業員数は、就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んでおります。）であります。

## 第2【事業の状況】

### 1【生産、受注及び販売の状況】

#### (1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間の生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) (百万円)	前年同四半期比 (%)
ビューティケア事業	107,375	△0.2
ヒューマンヘルスケア事業	39,950	△1.6
ファブリック&ホームケア事業	59,868	△7.8
コンシューマープロダクツ事業 計	207,195	△2.8
ケミカル事業	38,243	△35.4
小 計	245,438	△9.9
消 去	△9,152	—
合 計	236,286	△10.0

(注) 1. 金額は売価換算値で表示しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 連結会社間の取引が複雑で、セグメントごとの生産高を正確に把握することは困難なため、概算値で表示しております。

#### (2) 受注状況

受注生産は行っておりません。

#### (3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日) (百万円)	前年同四半期比 (%)
ビューティケア事業	102,532	△5.0
ヒューマンヘルスケア事業	43,884	+3.3
ファブリック&ホームケア事業	58,973	+4.4
日本計	205,390	△0.8
アジア	17,889	△13.9
欧 米	27,439	△18.7
内部売上消去等	△3,834	—
コンシューマープロダクツ事業 計	246,885	△3.9
日 本	26,732	△22.3
アジア	9,926	△51.6
欧 米	17,250	△34.5
内部売上消去等	△6,012	—
ケミカル事業 計	47,897	△30.9
小 計	294,782	△9.7
消 去	△7,568	—
連結売上高	287,213	△9.4

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。  
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

## 4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において、当社グループが判断したものであります。

### (1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）の経済環境は、国内外での個人消費や民間需要の低迷により厳しい状況が続きました。

このような状況の下、当社グループは、高付加価値商品の発売や育成などに努める一方で、コストダウン活動や費用の削減などに注力しました。

売上高は、ヒューマンヘルスケア事業やファブリック&ホームケア事業が伸長したものの、景気悪化の影響を受けて消費者の購買意識が変化したプレステージ化粧品や、対象業界の需要減によりケミカル事業の販売数量が大幅に減少したことなどにより、前年同期に対して9.4%減（為替変動の影響を除く実質5.0%減）の287,213百万円となりました。

利益面では、コストダウン活動の推進やマーケティング費用の効率化などに取り組み、さらに天然油脂や石化原料を中心とした市況の軟化に伴い原材料価格が低下したものの、販売数量減少の影響を大きく受けました。以上の結果、営業利益は19,438百万円（対前年同期6,268百万円減）、経常利益は19,931百万円（対前年同期6,136百万円減）、四半期純利益は11,800百万円（対前年同期5,296百万円減）となりました。

なお、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益は、28,284百万円（売上高比率：9.8%）でした。

当第1四半期連結会計期間の海外連結子会社等の財務諸表項目（収益及び費用）の主な為替の換算レートは、次のとおりであり、海外連結子会社等の第1四半期連結会計期間の連結対象期間は、1－3月です。

	第1四半期 連結会計期間
米ドル	95.20円
ユーロ	123.20円

事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

### コンシューマープロダクツ事業

売上高は、前年同期に対して3.9%減の246,885百万円（為替変動の影響を除く実質0.6%減）となりました。

国内では、化粧品市場は、景気悪化の影響を受けた消費者購買意識の変化によって前年同期と比べ縮小しましたが、トイレットリー（化粧品を除くコンシューマープロダクツ）市場は、主要カテゴリーの消費者購入価格が前年同期並みで推移するなか、金額ベースで2%ほど伸長するなど、堅調に推移しました。

国内の売上高は、0.8%減の205,390百万円となりました。プレステージ化粧品は市場が縮小した影響を受けましたが、トイレットリー製品は、消費者の生活スタイルの変化に対応した新製品の発売や、提案型営業力及び店頭展開活動の強化などに取り組んだ結果、当社グループのシェアは引き続き前年同期を上回りました。

アジアでは、景気は拡大しているものの厳しい市場競争が続きました。売上高は為替変動の影響により13.9%減の17,889百万円となりましたが、現地流通との協働取組や日本を含むアジア一体運営を推進している効果が現れ、為替変動の影響を除いた実質では3.5%増となりました。

欧米では、景気悪化の影響を受けた市場の冷え込みや為替変動により、売上高は18.7%減（為替変動の影響を除く実質3.8%減）の27,439百万円となりました。

営業利益は、天然油脂や石化原料を中心とした原材料価格が低下したものの、売り上げが減少したため、前年同期を2,803百万円下回る15,714百万円となりました。

#### [ビューティケア事業]

売上高は、前年同期に対して8.1%減の134,291百万円（為替変動の影響を除く実質4.0%減）となりました。

プレステージ化粧品の売り上げは、前年同期に対して12.7%減の64,335百万円（為替変動の影響を除く実質11.6%減）となりました。国内において「トワニー エスティチュード」の新ラインの発売や、「コフレドール」、「ソフィーナ ボーテ」のアイテム追加など、メガブランドの強化・拡充に向けた積極的な展開を行いました。市場の低価格化傾向のなかで、中価格帯（2,000円から5,000円まで）と高価格帯の市場が冷え込み、また店頭在庫の圧縮による影響を受けました。プレミアムスキンケア製品では、国内で「キュレル」や「ビオレ」ブランドが好調に推移したことにより、売り上げは伸長しました。プレミアムヘアケア製品においても、国内でヘアカラー「ブローネ 泡カラー」の好調により大幅に伸長しましたが、アジアでは「アジェンス」が汎アジアブランドとして順調に伸長したものの為替変動の影響を受け、また欧米では景気悪化と為替変動の影響を受けて減少しました。

営業利益は、プレステージ化粧品の売り上げが減少したことにより、前年同期を5,761百万円下回る302百万円となりましたが、買収に係るのれん等の減価償却費控除前営業利益は、前年同期を6,403百万円下回る9,100百万円（売上高比率：6.8%）でした。

#### [ヒューマンヘルスケア事業]

売上高は、前年同期に対して1.6%増の47,548百万円（為替変動の影響を除く実質3.5%増）となりました。

フード&ビバレッジ製品では、日本の消費者の健康意識が高まるなか、体脂肪への効果を有する、初めての特定保健用食品の炭酸飲料「ヘルシア スパークリング」を発売して売り上げを伸ばしました。サニタリー製品では、売り上げはほぼ横ばいとなりました。国内で生理用品「ロリエ」が厳しい競争環境のなか減少しましたが、ベビー用紙おむつ「メリーズ」が順調に推移しました。アジアでは、「ロリエ」が為替変動の影響を除いた実質の売り上げを拡大しました。パーソナルヘルス製品では、入浴剤や歯みがき・歯ブラシが伸び悩んだものの、メンズプロダクツ「サクセス」が貢献し、売り上げは横ばいに推移しました。

営業利益は、売り上げ増加に伴う利益増と原材料価格の低下により、前年同期を726百万円上回る2,879百万円となりました。

#### [ファブリック&ホームケア事業]

売上高は、前年同期に対して1.7%増の65,045百万円（為替変動の影響を除く実質4.1%増）となりました。

ファブリックケア製品では、国内で衣料用洗剤「アタック」を改良発売し、また洗濯仕上げ剤でも柔軟仕上げ剤「ハミングフレア」や漂白剤「ワイドハイター」で新製品を発売したことなどにより好調に推移しました。ホームケア製品では、食器用洗剤「キュキュット」が順調に推移したことに加え、住居用洗剤「パイプハイター」や「洗たく槽ハイター」など新製品を発売してブランドの強化を図り、売り上げを伸ばしました。

営業利益は、積極的な新製品・改良品の発売により売り上げが伸びたことや、原材料価格が低下したため、前年同期を2,231百万円上回る12,532百万円となりました。

#### ケミカル事業

ケミカル事業は、昨年秋以降の急激な景気悪化による対象業界の需要減および原材料価格の低下に伴う販売価格引き下げの影響を受け、売上高は、前年同期に対して30.9%減の47,897百万円（為替変動の影響を除く実質23.1%減）となりました。

油脂製品では、対象業界の需要減による販売数量の減少と原料価格下落に伴う販売価格引き下げの影響を受けました。機能材料製品では、幅広い産業に製品を供給しており、景気低迷の影響を受けました。スペシャルティケミカルズ製品でも、景気低迷の影響を受けました。しかしながら、ハードディスク用研磨剤や電子部品用洗浄剤は、平成21年1－3月を底に対象業界の需要は回復傾向となりました。

営業利益は、大幅な販売数量の減少により前年同期に比べ3,504百万円下回る3,709百万円となりました。



所在地別セグメントの業績は、次のとおりであります。

(イ) 日本

国内の会社の売上高は、前年同期に対して3.5%減の225,337百万円となりました。当社グループは、高付加価値商品の投入や販売力の強化を行い、プレステージ化粧品を除くコンシューマープロダクツ事業では伸長しました。しかしながら、プレステージ化粧品とケミカル事業は景気の悪化による影響を受けました。

営業利益は、上記の施策に加えコストダウン活動にも取り組みましたが、プレステージ化粧品とケミカル事業の売り上げ減少の影響を受け、前年同期を3,534百万円下回る16,568百万円となりました。

(ロ) アジア

アジア地域の会社の売上高は、前年同期に対して32.2%減（為替換算の影響を除く実質19.1%減）の27,573百万円となりました。コンシューマープロダクツ事業では現地流通との協働取組や日本を含むアジア一体運営の推進などの効果が現れ、為替変動の影響を除いた売り上げは伸長しました。ケミカル事業では原料価格下落に伴う販売価格の引き下げ、顧客先での在庫調整、及び為替変動の影響を受けて、売り上げは大幅に減少しました。

営業利益は、ケミカル事業の売り上げ減少の影響を受け前年同期を2,307百万円下回る151百万円となりました。

(ハ) 米州

米州地域の会社の売上高は、前年同期に対して20.6%減（為替換算の影響を除く実質9.6%減）の20,239百万円となりました。コンシューマープロダクツ事業では厳しい市場競争が続くなか、新製品の投入など積極的な活動を行いました。ケミカル事業とともに米国経済の悪化による影響を受けました。

営業利益は、販売数量が減少したことなどにより、前年同期を653百万円下回る676百万円となりました。

(ニ) 欧州

欧州地域の会社の売上高は、前年同期に対して31.0%減（為替換算の影響を除く実質11.7%減）の25,813百万円となりました。主として為替換算の影響によるものですが、コンシューマープロダクツ事業、ケミカル事業とも景気悪化の影響を受けました。

営業利益は、販売数量が減少したことなどにより、前年同期を1,054百万円下回る1,037百万円となりました。

(2) 資産、負債及び資本の状況

総資産は、1,117,087百万円となり、前連結会計年度末に比べ2,588百万円減少しました。主な増加は、現金及び預金18,753百万円であり、主な減少は、有価証券9,187百万円や、商標権などの知的財産権やのれんの償却が進んだ無形固定資産8,797百万円です。

負債は、前連結会計年度末に比べ9,899百万円減少し、555,582百万円となりました。主な増加は、支払手形及び買掛金3,885百万円であり、主な減少は、法人税等の支払いなどによる未払法人税等8,249百万円です。

純資産は、前連結会計年度末に比べ7,311百万円増加し、561,505百万円となりました。主な増加は、当第1四半期純利益11,800百万円と、為替換算調整勘定（海外連結子会社等の純資産の為替換算に係るもの）8,479百万円であり、主な減少は、剰余金の配当金の支払い15,008百万円によるものです。

以上の結果、自己資本比率は、前連結会計年度末の48.7%から49.4%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べ9,899百万円増加し、120,464百万円となりました。

当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動によって得られた資金は、33,525百万円となりました。主な増加は、税金等調整前四半期純利益19,326百万円、減価償却費20,255百万円、一方で主な減少は、法人税等の支払額12,172百万円です。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動に使用された資金は、11,639百万円となりました。主な内訳は、有形固定資産の取得8,226百万円、及び無形固定資産の取得1,547百万円です。

営業活動によって得られたキャッシュ・フローと投資活動に使用されたキャッシュ・フローを合計したフリー・キャッシュ・フローは、21,885百万円となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動に使用された資金は、15,853百万円となりました。主な内訳は、少数株主への支払いを含めた配当金の支払い13,682百万円です。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期連結会計期間における研究開発費は、11,234百万円であります。

当社は、当社グループの4つの事業の将来を支えるエコイノベーション研究・技術開発を加速させるため、次世代環境技術の研究開発拠点となる研究施設「エコテクノロジーリサーチセンター」を和歌山事業場内に新設いたします。

(6) 経営成績に重要な影響を与える要因及び経営戦略の現状と見通し

当第1四半期連結会計期間の連結業績は、景気の悪化やそれに伴う消費者心理の冷え込みにより、前年同期に比べて厳しかったものの、ほぼ予想の範囲内で推移しました。

しかしながら現時点では、米国の金融危機から始まった世界経済の悪化に下げ止まり感が出てきましたが、先行きの不透明感から消費者の購買意欲を回復させるまでには至っていません。また、天然油脂や原油などの国際相場は、景気悪化の影響により昨年後半大幅に下落したものの、景気回復先取りの動きが一部にあるため安定感に欠けた状態となっています。

このような状況のなか、当社グループは、中長期の視点から「お客様のこころ豊かな生活文化の実現」を達成するために、「エコロジー経営へのシフト」と「グローバルな成長の達成」を新たな目標に掲げました。今後とも、従来以上に消費者や顧客先で起きている変化を捉え、製品ライフサイクル全体での環境対応視点も加えて技術開発をさらに強化した付加価値の高い新製品・改良品の発売に取り組み、ブランド価値の強化を図ってまいります。その第一弾として、本年8月に環境対応型衣料用液体洗剤「アタックNeo」を発売いたします。また、消費者や流通の変化に対応した企画を提案し、商品の店頭展開に結び付けるなど、販売店との協働取組をさらに強化してまいります。

### 第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### ①【株式の総数】

平成21年6月30日現在

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,000,000,000
計	1,000,000,000

##### ②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在 発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成21年8月6日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	540,143,701	540,143,701	東京証券取引所 (市場第一部)	権利内容に何ら 限定のない当社 における標準と なる株式であ り、単元株式数 は1,000株であ ります。(注)
計	540,143,701	540,143,701	—	—

(注)平成21年4月24日開催の取締役会決議に基づき、平成21年8月3日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更しております。

#### (2)【新株予約権等の状況】

新株予約権等の状況は、次のとおりであります。なお、新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれの定時株主総会決議又は取締役会決議により発行した新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数から、行使されたもの及び失効したものの数を減じております。

旧商法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成14年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	169
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	169,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,955
新株予約権の行使期間	自 平成16年7月1日 至 平成21年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,955 資本組入額 1,478
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

## 平成15年6月27日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	220
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	220,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,372
新株予約権の行使期間	自 平成17年7月1日 至 平成22年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,372 資本組入額 1,186
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。(注)
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 平成21年7月31日をもって当該新株予約権者との割当契約を変更し、各新株予約権の一部行使はできないものとするとしております。

## 平成16年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	722
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	722,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,695
新株予約権の行使期間	自 平成18年7月1日 至 平成23年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,695 資本組入額 1,348
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

## 平成17年6月29日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	926
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	926,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	2,685
新株予約権の行使期間	自 平成19年7月1日 至 平成24年6月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 2,685 資本組入額 1,343
新株予約権の行使の条件	各新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

会社法の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	7,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	15
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,933 資本組入額 1,467
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,932円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年5月22日、平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。



平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成18年8月25日及び平成18年9月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	418
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	418,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,211
新株予約権の行使期間	自 平成20年7月1日 至 平成25年6月28日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,211 資本組入額 1,606
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	25,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

(1) 新株予約権者は、当社及び当社が直接または間接に40%以上の株式を有する会社の役員及び使用人の地位をすべて喪失した場合は、当該地位喪失の日から2年後の応当日までの間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権を行使することができる期間内に限るものとする。

(2) 1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成21年7月1日 至 平成26年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 3,064 資本組入額 1,532
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり3,063円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成19年6月28日定時株主総会決議並びに平成19年7月24日及び平成19年8月30日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	425
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	425,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,446
新株予約権の行使期間	自 平成21年9月1日 至 平成26年8月29日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,446 資本組入額 1,723
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	24
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は当社取締役に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社取締役の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$



調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

ix. その他の新株予約権の行使の条件

次に準じて決定する。

1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。

平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	12,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	自 平成22年7月1日 至 平成27年6月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) (注) 1	発行価格 2,866 資本組入額 1,433
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

(注) 1. 発行価格は、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円と行使時の払込金額1株当たり1円を合算しております。なお、本新株予約権は、当社取締役を兼務しない当社執行役員に対して付与されたものであり、本新株予約権の払込金額1株当たり2,865円については、当社執行役員の報酬債権の対当額をもって相殺されました。

2. 前記「平成18年6月29日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議」による新株予約権についての(注) 2. に記載のとおりであります。

平成20年6月27日定時株主総会決議並びに平成20年7月28日及び平成20年8月28日取締役会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)	442
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	442,000
新株予約権の行使時の払込金額(円)	3,100
新株予約権の行使期間	自 平成22年9月1日 至 平成27年8月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)(注)1	発行価格 3,100 資本組入額 1,550
新株予約権の行使の条件	1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)2

(注) 1. 本新株予約権は、当社使用人並びに関係会社の取締役及び使用人に対して付与されたものであり、これらに対する本新株予約権の払込金額は無償であるため、発行価格は、行使時の払込金額と同額であります。

2. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

i. 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

iii. 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、次に準じて決定する。

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は1,000株とする。ただし、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)後、当社普通株式の株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)、または株式併合が行われる場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。調整後付与株式数を適用する日については、下記※の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

※株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

iv. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、次で定められる行使価額を調整して得られる再編後払込金額に前記 iii に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる額とする。

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得た金額とする。行使価額は、新株予約権の割当日の翌日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（取引が成立しない日を除く。以下同じ。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

v. 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。

vi. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項次に準じて決定する。

(1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じて得た額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

(2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

vii. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。）による承認を要するものとする。

viii. 新株予約権の取得事由及び条件

次に準じて決定する。

当社は、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合。）は、当社取締役会が別途定める日に、無償で新株予約権を取得することができる。

- (3) 【ライツプランの内容】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金 増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日	—	540,143	—	85,424	—	108,888

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成21年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,572,000	—	普通株式の内容は、上記(1)株式の総数等②発行済株式の「内容」の欄に記載のとおりであります。
完全議決権株式(その他) (注)	普通株式 531,702,000	531,702	同上
単元未満株式	普通株式 4,869,701	—	同上
発行済株式総数	540,143,701	—	—
総株主の議決権	—	531,702	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
花王株式会社	東京都中央区日本橋 茅場町一丁目14番10号	3,572,000	—	3,572,000	0.66
計	—	3,572,000	—	3,572,000	0.66

## 2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高（円）	2,155	2,095	2,140
最低（円）	1,801	1,870	2,010

（注）最高・最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。

## 3 【役員の様況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツによる四半期レビューを受け、また、当第1四半期連結会計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）及び当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

1 【四半期連結財務諸表】  
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	72,583	53,830
受取手形及び売掛金	126,863	126,584
有価証券	45,526	54,714
商品及び製品	81,459	80,310
仕掛品	12,398	16,344
原材料及び貯蔵品	22,814	21,393
その他	50,106	52,178
貸倒引当金	△1,620	△1,528
流動資産合計	410,132	403,826
固定資産		
有形固定資産		
有形固定資産	1,094,138	1,084,360
減価償却累計額	△836,019	△826,886
有形固定資産合計	258,119	257,474
無形固定資産		
のれん	205,198	206,264
商標権	103,368	108,137
その他	31,081	34,043
無形固定資産合計	339,648	348,445
投資その他の資産		
投資その他の資産	109,386	110,129
貸倒引当金	△199	△198
投資その他の資産合計	109,187	109,930
固定資産合計	706,955	715,850
資産合計	1,117,087	1,119,676
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	98,922	95,036
短期借入金	15,550	16,402
1年内返済予定の長期借入金	22,117	22,183
未払法人税等	4,979	13,228
その他	119,850	123,889
流動負債合計	261,419	270,741
固定負債		
社債	99,997	99,996
長期借入金	137,000	136,900
退職給付引当金	35,664	36,000
その他	21,501	21,842
固定負債合計	294,162	294,741
負債合計	555,582	565,482



(単位：百万円)

	当第1四半期 連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	85,424	85,424
資本剰余金	109,561	109,561
利益剰余金	428,580	431,799
自己株式	△11,056	△11,038
株主資本合計	612,509	615,745
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,412	2,090
繰延ヘッジ損益	△7	△11
為替換算調整勘定	△61,655	△70,134
その他の評価・換算差額等	※1 △1,231	※1 △2,459
評価・換算差額等合計	△60,482	△70,515
新株予約権	835	838
少数株主持分	8,642	8,124
純資産合計	561,505	554,194
負債純資産合計	1,117,087	1,119,676

(2) 【四半期連結損益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
売上高	316,848	287,213
売上原価	134,890	119,648
売上総利益	181,957	167,564
販売費及び一般管理費	※1 156,250	※1 148,126
営業利益	25,707	19,438
営業外収益		
受取利息	658	289
受取配当金	112	90
持分法による投資利益	337	479
為替差益	—	254
その他	1,098	679
営業外収益合計	2,206	1,794
営業外費用		
支払利息	1,350	1,143
為替差損	333	—
その他	160	158
営業外費用合計	1,845	1,301
経常利益	26,068	19,931
特別利益		
固定資産売却益	18	29
貸倒引当金戻入額	117	—
その他	39	10
特別利益合計	175	39
特別損失		
固定資産除売却損	226	579
減損損失	365	—
その他	107	64
特別損失合計	699	643
税金等調整前四半期純利益	25,543	19,326
法人税、住民税及び事業税	6,130	5,246
法人税等調整額	1,851	2,038
法人税等合計	7,981	7,284
少数株主利益	464	241
四半期純利益	17,096	11,800

## (3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	25,543	19,326
減価償却費	21,519	20,255
減損損失	365	—
受取利息及び受取配当金	△770	△380
支払利息	1,350	1,143
為替差損益 (△は益)	△420	13
持分法による投資損益 (△は益)	△337	△479
固定資産除売却損益 (△は益)	208	550
売上債権の増減額 (△は増加)	△8,789	2,322
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△3,786	3,343
仕入債務の増減額 (△は減少)	3,676	2,438
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	2,068	△607
その他	△7,307	△1,715
小計	33,321	46,211
利息及び配当金の受取額	872	597
利息の支払額	△1,073	△1,111
法人税等の支払額	△28,583	△12,172
営業活動によるキャッシュ・フロー	4,536	33,525
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	△9,635	△8,226
無形固定資産の取得による支出	△2,146	△1,547
長期前払費用の取得による支出	△1,328	△1,144
短期貸付金の純増減額 (△は増加)	△245	△68
長期貸付けによる支出	△518	△465
その他	489	△188
投資活動によるキャッシュ・フロー	△13,385	△11,639
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	2,157	△1,830
長期借入れによる収入	757	89
長期借入金の返済による支出	△80	△153
自己株式の取得による支出	△95	△50
配当金の支払額	△13,181	△13,677
少数株主への配当金の支払額	△27	△5
その他	119	△225
財務活動によるキャッシュ・フロー	△10,349	△15,853
現金及び現金同等物に係る換算差額	△7,914	3,867
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△27,113	9,899
現金及び現金同等物の期首残高	112,636	110,565
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額	338	—
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の減少額	△349	—
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 85,512	※1 120,464

【表示方法の変更】

当第1四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
(四半期連結損益計算書関係) 前第1四半期連結累計期間において、特別損失に区分掲記しておりました「減損損失」(当第1四半期連結累計期間は48百万円)は、特別損失総額の100分の20以下になったため、当第1四半期連結累計期間において、特別損失の「その他」に含めて表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に区分掲記しておりました「減損損失」(当第1四半期連結累計期間は48百万円)は、重要性が減少したため、当第1四半期連結累計期間において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)
1. たな卸資産の評価方法	当第1四半期連結会計期間末の棚卸高の算定に関しては、実地棚卸を省略し、前連結会計年度末の実地棚卸高を基礎として、合理的な方法により算定する方法を主としております。 また、たな卸資産の簿価切下げに関しては、収益性の低下が明らかなものについてのみ、正味売却価額を見積り、簿価切下げを行う方法によっております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)												
※1. その他の評価・換算差額等 米国子会社における退職給付債務の未認識数理計算上の差異等であります。	※1. その他の評価・換算差額等 同左												
2. 保証債務 関連会社及び従業員等の金融機関ほかからの借入金等に対する債務保証は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">European Distribution Service GmbH</td> <td style="text-align: right;">1,442百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員等</td> <td style="text-align: right;">354</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">1,796</td> </tr> </table>	European Distribution Service GmbH	1,442百万円	従業員等	354	計	1,796	2. 保証債務 関連会社及び従業員等の金融機関ほかからの借入金等に対する債務保証は次のとおりであります。 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">European Distribution Service GmbH</td> <td style="text-align: right;">1,478百万円</td> </tr> <tr> <td>従業員等</td> <td style="text-align: right;">386</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">計</td> <td style="border-top: 1px solid black; text-align: right;">1,865</td> </tr> </table>	European Distribution Service GmbH	1,478百万円	従業員等	386	計	1,865
European Distribution Service GmbH	1,442百万円												
従業員等	354												
計	1,796												
European Distribution Service GmbH	1,478百万円												
従業員等	386												
計	1,865												

## (四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※1. 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は次のとおりであります。
荷造及び発送費 18,163百万円	荷造及び発送費 17,059百万円
広告宣伝費 24,959	広告宣伝費 23,461
販売促進費 16,112	販売促進費 15,473
給料手当及び賞与 32,436	給料手当及び賞与 30,413
研究開発費 11,501	研究開発費 11,234

## (四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
※1. 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成20年6月30日現在)	※1. 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期間末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係(平成21年6月30日現在)
現金及び預金勘定 42,647百万円	現金及び預金勘定 72,583百万円
有価証券勘定 40,966	有価証券勘定 45,526
金銭の信託 2,000	金銭の信託 5,000
(流動資産その他)	(流動資産その他)
預入期間が3か月を超える定期預金 $\Delta$ 102	預入期間が3か月を超える定期預金 $\Delta$ 2,645
現金及び現金同等物 <u>85,512</u>	現金及び現金同等物 <u>120,464</u>

## (株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 540,143 千株

## 2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 4,142 千株

## 3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 835 百万円

## 4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)(注)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月26日 第103期定時株主総会	普通株式	15,008	28	平成21年3月31日	平成21年6月29日	利益剰余金

(注) 持分法適用関連会社が保有する自己株式にかかる配当金のうち、持分相当額を控除しております。なお、控除前の金額は、15,023百万円であります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリック &ホーム ケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	146,196	46,817	63,980	256,994	59,853	316,848	—	316,848
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	9,492	9,492	(9,492)	—
計	146,196	46,817	63,980	256,994	69,346	326,340	(9,492)	316,848
営業費用	140,133	44,664	53,679	238,476	62,132	300,609	(9,468)	291,140
営業利益	6,063	2,152	10,300	18,517	7,213	25,731	(23)	25,707

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業（ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業）、ケミカル事業に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗浄料
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	食用油、飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、男性化粧品
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	コンシューマープロダクツ事業				ケミカル事業 (百万円)	計 (百万円)	消去 又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
	ビューティ ケア事業 (百万円)	ヒューマン ヘルスケア 事業 (百万円)	ファブリック &ホーム ケア事業 (百万円)	小計 (百万円)				
売上高								
(1) 外部顧客に対する 売上高	134,291	47,548	65,045	246,885	40,328	287,213	—	287,213
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	7,568	7,568	(7,568)	—
計	134,291	47,548	65,045	246,885	47,897	294,782	(7,568)	287,213
営業費用	133,988	44,669	52,512	231,170	44,188	275,359	(7,584)	267,775
営業利益	302	2,879	12,532	15,714	3,709	19,423	15	19,438

(注) 1. 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類・性質及び販売方法の類似性を考慮し、コンシューマープロダクツ事業（ビューティケア事業、ヒューマンヘルスケア事業、ファブリック&ホームケア事業）、ケミカル事業に区分しております。

2. 各事業区分の主要製品

事業区分		主要製品	
コンシューマー プロダクツ事業	ビューティケア事業	プレステージ化粧品	カウンセリング化粧品、セルフ化粧品
		プレミアムスキンケア製品	化粧石けん、洗顔料、全身洗剤
		プレミアムヘアケア製品	シャンプー、リンス、ヘアスタイリング剤、ヘアカラー
	ヒューマンヘルスケア事業	フード&ビバレッジ製品	食用油、飲料
		サニタリー製品	生理用品、紙おむつ
		パーソナルヘルス製品	入浴剤、歯みがき・歯ブラシ、メンズプロダクツ
ファブリック&ホームケア事業	ファブリックケア製品	衣料用洗剤、洗濯仕上げ剤	
	ホームケア製品	台所用洗剤、住居用洗剤、掃除用紙製品、業務用製品	
ケミカル事業	油脂製品	油脂アルコール、油脂アミン、脂肪酸、グリセリン、業務用食用油脂	
	機能材料製品	界面活性剤、プラスチック用添加剤、コンクリート用高性能減水剤	
	スペシャルティケミカルズ製品	トナー・トナーバインダー、インクジェットプリンターインク用色材、香料	

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	228,454	29,923	25,270	33,199	316,848	—	316,848
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,938	10,749	217	4,211	20,117	(20,117)	—
計	233,393	40,673	25,488	37,410	336,965	(20,117)	316,848
営業費用	213,289	38,214	24,157	35,318	310,980	(19,840)	291,140
営業利益	20,103	2,458	1,330	2,092	25,984	(277)	25,707

(注) 1. 国又は地域の区分の方法

地理的近接度により区分しております。

2. 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

- (1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア
- (2) 米州：米国、カナダ、メキシコ
- (3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

	日本 (百万円)	アジア (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高							
(1) 外部顧客に対する売上高	221,057	22,911	20,026	23,218	287,213	—	287,213
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	4,280	4,662	212	2,595	11,750	(11,750)	—
計	225,337	27,573	20,239	25,813	298,964	(11,750)	287,213
営業費用	208,769	27,422	19,562	24,776	280,530	(12,755)	267,775
営業利益	16,568	151	676	1,037	18,434	1,004	19,438

- (注) 1. 国又は地域の区分の方法  
 地理的近接度により区分しております。
2. 日本以外の区分に属する主な国又は地域
- (1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オセアニア
- (2) 米州：米国、カナダ、メキシコ
- (3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年6月30日）

	アジア	米州	欧州	計
I 海外売上高（百万円）	33,249	26,349	31,283	90,883
II 連結売上高（百万円）				316,848
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	10.5	8.3	9.9	28.7

- (注) 1. 国又は地域の区分の方法  
 地理的近接度により区分しております。
2. 各区分に属する主な国又は地域
- (1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オーストラリア
- (2) 米州：米国、カナダ、メキシコ
- (3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ
3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

当第1四半期連結累計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日）

	アジア	米州	欧州	計
I 海外売上高（百万円）	25,657	20,761	22,221	68,640
II 連結売上高（百万円）				287,213
III 連結売上高に占める海外売上高の割合（%）	8.9	7.2	7.8	23.9

- (注) 1. 国又は地域の区分の方法  
 地理的近接度により区分しております。
2. 各区分に属する主な国又は地域
- (1) アジア：東アジア及び東南アジア諸国、オセアニア
- (2) 米州：米国、カナダ、メキシコ
- (3) 欧州：ヨーロッパ諸国、南アフリカ
3. 海外売上高は、当社及び連結子会社の日本以外の国又は地域における売上高であります。



(1 株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	1,029.90円	1株当たり純資産額	1,017.19円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)		当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
1株当たり四半期純利益金額	31.89円	1株当たり四半期純利益金額	22.02円
潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	31.87円	潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額	22.01円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	17,096	11,800
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	17,096	11,800
期中平均株式数(千株)	536,154	536,009
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(百万円)	—	—
普通株式増加数(千株)	234	97
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

(1) 決算日後の状況

特記事項はありません。

(2) 訴訟

当社グループが当事者になっている係争中の訴訟が存在するものの、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を及ぼすものはないと考えております。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月4日

花王株式会社  
取締役会 御中

### 監査法人トーマツ

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 育義 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月4日

花王株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 川上 豊 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 市川 育義 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 安藤 武 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている花王株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、花王株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲には、XBRLデータ自体は含まれていません。